

令和8年第5回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年5月20日(水) 13時30分～14時00分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員 (9名)

委員	1番	熊谷洋司
委員	2番	阿部江利子
委員	4番	佐々木博
委員	7番	白澤和実
委員	8番	高橋かおる
委員	10番	福澤広基
委員	11番	金子忠博
委員	13番	星川忠博
会長職務代理者	15番	高原弘明

4 欠席委員 (7名)

委員	3番	朴田敦志
委員	5番	白澤克美
委員	6番	佐々木達也
委員	9番	佐々木昭英
委員	12番	佐々木光枝
委員	14番	中塚誠
会長	16番	佐藤俊孝

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断について
日程第7	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について
日程第8	議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について
日程第9	議案第3号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について
日程第10	議案第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について

5 説明員

農業委員会事務局	事務局長	細越一美
	係長	泉山弘道
	主任主事	南幅央毅

## 6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。

本日、佐藤会長から体調不良により欠席する旨の連絡があったことから、矢巾町農業委員会規則第5条第1項の規定に基づき、会長職務代理者である当職が代理で議長を務めさせていただきます。

5月1日から庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着をお脱ぎいただいても結構でございます。

本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。

また、議案の朗読は表題のみといたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。

また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくをお願いします。

本日の出席委員は9名であります。

定足数に達していますので、会議は成立いたします。

なお、3番 朴田敦志委員、5番 白澤克美委員、6番 佐々木達也委員、9番 佐々木昭英委員、12番 佐々木光枝委員、14番 中塚誠委員から欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから令和8年第5回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして、進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしということで、日程に従い、進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名させていただきます。

13番 星川忠博委員、1番 熊谷洋司委員、2番 阿部江利子委員にお願いします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職により指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名いたします。

農業委員会事務局 泉山弘道業務係長にお願いします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により事務局から報告させます。

【事務局による朗読】

議長

それでは質疑ありましたら、お願いいたします。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題とします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第1号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

報告第1号について、補足説明をいたします。

1 番の案件につきまして、権利を取得した日から日数が経過しておりますが、相続登記を失念していたためであり、相続登記の義務化に伴い、未登記になっていることに気付いたことから、実施したものでございます。

議長

それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、次に進みます。

日程第 6、報告第 2 号、遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しない旨の判断について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第 2 号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

報告第 2 号について、補足説明をいたします。

こちらの案件につきまして、お手元の資料 No. 1 の再生困難遊休農地現地調査記録をご覧ください。

①、②は農地性が無いこと、③～⑥は農地性が無く、切株も残っている状況であることから、農地への復旧が困難であることを確認したため、非農地判断としました。

議長

それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、次に進みます。

日程第 7、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第 1 号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

議案第 1 号について、補足説明をいたします。

こちらの案件につきましては、お手元の資料 No. 2 の別添農地法第 3 条調査書の P. 1～2 をご覧ください。

この調査書より、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

議長

それでは質疑に入ります。

質疑がありましたら挙手願います。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に、反対討論ございませんか。

「なし」の声あり

議長

反対討論なしとして、賛成討論はございますか。

「なし」の声あり

議長

それでは討論なしとし、挙手による表決に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員ですので、許可することに決します。

次に進みます。

議長

日程第 8、議案第 2 号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第 2 号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

議案第2号について、補足説明をいたします。

番号1の案件につきましては、申請のあった農地は、同一筆内に現況が住宅部分と農地部分が混在しております。

この状況について、岩手県農業会議に意見聴取したところ、住宅部分と農地部分を独立して取引することができないことから、農地部分についても農地法上の農地とは見なされないとのことで、可能であれば分筆して宅地部分のみの適用外証明が望ましいですが、分筆が出来ない場合は、申請のあった農地を全て適用外証明することはやむを得ないとの意見がありました。

これを受けて願出人に意向を確認したところ、分筆することは困難であるとの回答があったため、現地確認の内容とも考慮し、適用外を証明することはやむを得ないと考えております。

議長

5月15日に適用外証明現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。

佐々木博委員

4番、佐々木博です。

5月15日に阿部江利子委員、白澤和実委員、事務局と一緒に現地確認をいたしました。

番号1についてですが、当該土地は、昭和41年に倉庫、昭和52年に住居を建築しました。以後、農地にはみ出た状態で通路及び宅地用地として利用していました。

この度、固定資産税の確認により農地であることが判明し、土地利用の適正化を図る為、適用外証明願が提出されました。

20年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難であること、意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断しました。

番号2についてですが、当該土地は、昭和55年頃に住居を建築、昭和62年に牛舎を増築して利用していました。

この度、住居の建替えに伴い地目を確認したところ、農地であることが判明しました。

20年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難であること、意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断しました。

議長

その他、補足説明がありましたら説明願います。

「なし」の声あり

議長

それでは質疑に入ります。

質疑ありましたら、挙手をお願いします。

阿部江利子委員

2番、阿部江利子です。

質疑ではなくお願いになりますが、議案の「土地の表示」について、対象地番を外何筆という表記でなく、筆毎の表記をお願いしたいです。

対象農地の確認が容易になると思いますので、よろしくをお願いします。

事務局

今後の議案書について、ご要望のとおり対応いたします。

議長

その他質疑等ございますか。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に反対討論をお願いします。

「なし」の声あり

議長

反対討論なしとして、賛成討論をお願いします。

「なし」の声あり

議長

討論なしと認め、挙手により表決に入ります。

議案第2号、農地法の適用外証明願に対する許否決定について、許可す

る旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員ですので、許可することに決します。

次に進みます。

お諮りします。

日程第8、議案第3号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、

日程第9、議案第4号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について、は相続税の納税猶予に関する案件ですので、一括して議題としてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしとのことですので、一括して議題といたします。

日程第8、議案第3号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、

日程第9、議案第4号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第3～4号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

議案第3、4号について、補足説明いたします。

これらの案件につきましては、対象農地において引き続き農業を行う、もしくは特定貸付として認められている農地中間管理事業による貸借を引き続きしていることを条件に相続税の納税が猶予されるものであり、3年毎の税務署での継続手続きの際に、農業委員会からのこれらの証明が必要となるものでございます。

なお、議案第3号の番号2-2及び議案第4号の番号2の農地につきましては、特定貸付の期間が令和5年6月12日から令和7年11月30日までとなっていたことから、それぞれ振り分けて証明するものでございます。

議長

それでは、質疑に入ります。

質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

それでは質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に、反対討論ありましたら願います。

「なし」の声あり

議長

それでは賛成討論はございませんか。

「なし」の声あり

議長

討論なしと認めます。

挙手により表決に入ります。

議案第3号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、議案のとおり許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員ですので、証明を許可することに決します。

それでは次に、議案第4号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について、議案のとおり許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員ですので、証明を許可することに決します。

以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。

皆様、大変お疲れ様でした。

以上は、令和8年5月20日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和8年第5回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_ 会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_